

議案第68号

訴えの提起について

別紙、訴状記載の訴えを提起するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月3日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

収入印紙

7,000 円

訴 状

平成30年 月 日

徳島簡易裁判所 御中

原告指定代理人 内藤 雅人

同 寺橋 和彦

同 藤本 裕之

同 谷本 岳彦

同 泉 由美子

同 森 博史

同 津川 慎一郎

同 中村 健人

(送達場所)

〒773-8501

徳島県小松島市横須町1番1号

原告 小松島市

同代表者市長 濱田 保徳

電話 0885-32-2123

FAX 0885-33-3253

〒770-

徳島県徳島市

被告 A

貸金返還請求事件

訴訟物の価額 金 652,989 円

貼用印紙額 金 7,000 円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金 741,312 円及びうち別表「元金」欄記載の額に対する同額に対応する同表「違約金起算日」から、それぞれ支払い済みまで 100 円につき 1 日 3 銭の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

- 1 原告は、訴外 B（以下「主債務者」という。）に対し、次の約定で住宅改修資金を貸し付けた（以下「本件貸付」という。）。

本件貸付（甲 1 号証）

- (1) 貸付金額 1,600,000 円

- (2) 貸付日 昭和 56 年 3 月 31 日 (契約日 昭和 56 年 2 月 10 日)
- (3) 利率 年 2 パーセント
- (4) 償還方法 元利均等償還により、昭和 56 年 4 月 30 日を初回とし、以後平成 8 年 3 月 31 日まで毎月末金 10,296 円ずつ、180 回に分割して償還する。ただし、初回の償還金は 10,296 円とする。
- (5) 違約金 償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ 100 円につき 1 日 3 銭の割合。
- 2 主債務者は、本件貸付について、平成 5 年 7 月 19 日までに金 370,656 円を支払い、残元金が 1,306,049 円、未払いの約定利息 176,575 円となった (甲 2 号証)。
- 3 主債務者は、平成 27 年 12 月 11 日に死亡 (死亡時の氏名) し、前項記載の債務について、法定相続により分割され、妻である訴外 C (以下「C」という。) が 2 分の 1、主債務者の長男である被告が 2 分の 1 の割合でそれぞれ相続し (甲 3 号証)、C は、同人に係る相続債務の消滅時効を援用し、被告が相続した債務は、残元金が 652,989 円、未払いの利息が 88,323 円である (甲 4 号証)。
- 4 被告は、前項記載の相続債務について、現在に至るまで支払いをしていない。
- 5 よって、原告は、被告に対し、本件貸付契約に基づき、請求の趣旨記載の支払いを求める。

別表

	回	元金	違約金起算日
1	24	3,964	昭和58年4月1日
2	25	3,970	昭和58年5月1日
3	26	3,977	昭和58年6月1日
4	27	3,983	昭和58年7月1日
5	28	3,990	昭和58年8月1日
6	29	3,997	昭和58年9月1日
7	30	4,003	昭和58年10月1日
8	31	4,010	昭和58年11月1日
9	32	4,017	昭和58年12月1日
10	33	4,023	昭和59年1月1日
11	34	4,030	昭和59年2月1日
12	35	4,037	昭和59年3月1日
13	36	4,044	昭和59年4月1日
14	37	4,050	昭和59年5月1日
15	38	4,057	昭和59年6月1日
16	39	4,064	昭和59年7月1日
17	40	4,071	昭和59年8月1日
18	41	4,077	昭和59年9月1日
19	42	4,084	昭和59年10月1日
20	43	4,091	昭和59年11月1日
21	44	4,098	昭和59年12月1日
22	45	4,105	昭和60年1月1日
23	46	4,112	昭和60年2月1日
24	47	4,118	昭和60年3月1日
25	48	4,125	昭和60年4月1日
26	49	4,132	昭和60年5月1日
27	50	4,139	昭和60年6月1日
28	51	4,146	昭和60年7月1日
29	52	4,153	昭和60年8月1日
30	53	4,160	昭和60年9月1日
31	54	4,167	昭和60年10月1日
32	55	4,174	昭和60年11月1日
33	56	4,181	昭和60年12月1日
34	57	4,188	昭和61年1月1日
35	58	4,195	昭和61年2月1日
36	59	4,202	昭和61年3月1日
37	60	4,209	昭和61年4月1日
38	61	4,216	昭和61年5月1日
39	62	4,223	昭和61年6月1日
40	63	4,230	昭和61年7月1日
41	64	4,237	昭和61年8月1日
42	65	4,244	昭和61年9月1日
43	66	4,251	昭和61年10月1日
44	67	4,258	昭和61年11月1日
45	68	4,265	昭和61年12月1日
46	69	4,272	昭和62年1月1日
47	70	4,279	昭和62年2月1日
48	71	4,286	昭和62年3月1日
49	72	4,293	昭和62年4月1日
50	73	4,301	昭和62年5月1日
51	74	4,308	昭和62年6月1日
52	75	4,315	昭和62年7月1日

	回	元金	違約金起算日
53	76	4,322	昭和62年8月1日
54	77	4,329	昭和62年9月1日
55	78	4,337	昭和62年10月1日
56	79	4,344	昭和62年11月1日
57	80	4,351	昭和62年12月1日
58	81	4,358	昭和63年1月1日
59	82	4,366	昭和63年2月1日
60	95	4,461	平成1年3月1日
61	96	4,469	平成1年4月1日
62	97	4,476	平成1年5月1日
63	98	4,483	平成1年6月1日
64	99	4,491	平成1年7月1日
65	100	4,498	平成1年8月1日
66	101	4,506	平成1年9月1日
67	102	4,513	平成1年10月1日
68	103	4,521	平成1年11月1日
69	104	4,528	平成1年12月1日
70	105	4,536	平成2年1月1日
71	106	4,544	平成2年2月1日
72	107	4,551	平成2年3月1日
73	108	4,559	平成2年4月1日
74	109	4,566	平成2年5月1日
75	110	4,574	平成2年6月1日
76	111	4,582	平成2年7月1日
77	112	4,589	平成2年8月1日
78	113	4,597	平成2年9月1日
79	114	4,605	平成2年10月1日
80	115	4,612	平成2年11月1日
81	116	4,620	平成2年12月1日
82	117	4,628	平成3年1月1日
83	118	4,635	平成3年2月1日
84	120	4,651	平成3年4月1日
85	121	4,659	平成3年5月1日
86	122	4,666	平成3年6月1日
87	123	4,674	平成3年7月1日
88	124	4,682	平成3年8月1日
89	125	4,690	平成3年9月1日
90	126	4,697	平成3年10月1日
91	127	4,705	平成3年11月1日
92	128	4,713	平成3年12月1日
93	129	4,721	平成4年1月1日
94	130	4,729	平成4年2月1日
95	131	4,737	平成4年3月1日
96	132	4,745	平成4年4月1日
97	133	4,753	平成4年5月1日
98	134	4,760	平成4年6月1日
99	135	4,768	平成4年7月1日
100	136	4,776	平成4年8月1日
101	137	4,784	平成4年9月1日
102	138	4,792	平成4年10月1日
103	139	4,800	平成4年11月1日
104	140	4,808	平成4年12月1日
105	141	4,816	平成5年1月1日

	回	元金	違約金起算日
106	142	4,824	平成5年2月1日
107	143	4,832	平成5年3月1日
108	144	4,840	平成5年4月1日
109	145	4,848	平成5年5月1日
110	146	4,857	平成5年6月1日
111	147	4,865	平成5年7月1日
112	148	4,873	平成5年8月1日
113	149	4,881	平成5年9月1日
114	150	4,889	平成5年10月1日
115	151	4,897	平成5年11月1日
116	152	4,905	平成5年12月1日
117	153	4,914	平成6年1月1日
118	154	4,922	平成6年2月1日
119	155	4,930	平成6年3月1日
120	156	4,938	平成6年4月1日
121	157	4,946	平成6年5月1日
122	158	4,955	平成6年6月1日
123	159	4,963	平成6年7月1日
124	160	4,971	平成6年8月1日
125	161	4,979	平成6年9月1日
126	162	4,988	平成6年10月1日
127	163	4,996	平成6年11月1日
128	164	5,004	平成6年12月1日
129	165	5,013	平成7年1月1日
130	166	5,021	平成7年2月1日
131	167	5,029	平成7年3月1日
132	168	5,038	平成7年4月1日
133	169	5,046	平成7年5月1日
134	170	5,055	平成7年6月1日
135	171	5,063	平成7年7月1日
136	172	5,071	平成7年8月1日
137	173	5,080	平成7年9月1日
138	174	5,088	平成7年10月1日
139	175	5,097	平成7年11月1日
140	176	5,105	平成7年12月1日
141	177	5,114	平成8年1月1日
142	178	5,122	平成8年2月1日
143	179	5,131	平成8年3月1日
144	180	5,101	平成8年4月1日
合計		652,989	

証拠方法

- 1 甲 1 号証 住宅新築資金等貸借契約書
- 2 甲 2 号証 計算書 1
- 3 甲 3-1 号証 相続関係図
- 4 甲 3-2 号証 除籍謄本（筆頭者 ）
- 5 甲 3-3 号証 除籍謄本（筆頭者 主債務者）
- 6 甲 3-4 号証 改製原戸籍謄本（筆頭者 主債務者）
- 7 甲 3-5 号証 戸籍全部事項証明書（筆頭者 ）
- 8 甲 3-6 号証 改製原戸籍謄本（筆頭者 主債務者）
- 9 甲 3-7 号証 戸籍全部事項証明書（筆頭者 主債務者）
- 10 甲 3-8 号証 除籍全部事項証明書（筆頭者 C）
- 11 甲 3-9 号証 戸籍全部事項証明書（筆頭者 C）
- 12 甲 3-10 号証 平成 29 年 2 月 14 日付け相続放棄等の申述受理について
- 13 甲 4 号証 計算書 2

付属書類

- 1 訴状副本 1 通
- 2 甲号証（写し） 各 2 通
- 3 証拠説明書 2 通（正本 1 通 副本 1 通）
- 4 代理人指定書 1 通